

宮城県採石業登録業者の代表者 殿

宮城県経済商工観光部長

岩石等採取計画認可申請に係る円滑な対応について（通知）

本県の採石行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、平成29年4月1日から下記のとおり取り扱うことといたしましたので御承知願います。

記

1 岩石等採取計画認可申請に係る補正指示等の相手方について

宮城県では従来から、申請者の委任を受けたコンサルタント業者を通して、岩石等採取計画認可申請に係る補正指示等を行ってききましたが、申請書等官公署に提出する書類作成を代行できる者は行政書士等であり、その旨法律で厳格に定められていることを考慮すると、従来の対応を今後も継続することは関係法令に抵触するおそれがあること、また東日本大震災以降、コンサルタント業者と申請者の間において円滑に進捗状況の説明がなされず、補正指示内容が申請者に正確に伝達されていない状況が多く見受けられることから、今後、補正指示は申請者に対して行うこととし、コンサルタント業者には情報提供を行うこととします。

なお、事前協議等の対応についても同様の取扱とします。

2 採石法施行規則第8条の15第2項第7号に定める「岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」の取扱について

土地所有者等との諍（いさか）いを未然に防ぐために、以下のとおり対応願います。

- (1) 自己所有地ではない土地に係る使用等期間を設定する際、使用等期間満了日は原則として、「跡地処理が終了し、当該採取計画の廃止届が受理されるまで」とすること。
- (2) 土地使用並びに岩石等の採取に関して契約締結や使用同意がなされている場合は、その契約書等の写しを添付すること。

なお、土地所有者が死亡している場合は、原則として相続権者全員の同意書を添付すること。

また、共有地においては、原則として共有地権者全員の同意書を添付すること。

- (3) 抵当権者等については、原則として抵当権者等全員の同意書を添付すること。

3 岩石等採取計画の更新における認可期間について

平成29年6月1日以降に申請された岩石等採取計画については、採石法施行事務取扱要領別紙2「採取計画認可期間審査基準」のほか、次のとおりとします。

- (1) 現認可期間満了日の60日前の日までに更新申請がなされた場合
 - イ 現認可期間満了日までに認可可能の場合
現認可期間満了日の翌日から申請直近に受けた立入検査結果に基づく更新年数とする。
 - ロ 現認可期間満了日までに認可不可の場合
認可の日から申請直近に受けた立入検査結果に基づく更新年数とする。
- (2) 現認可期間満了日の60日前の日の翌日から現認可期間満了日までに更新申請がなされた場合
 - イ 現認可期間満了日までに認可可能の場合
現認可期間満了日の翌日から申請直近に受けた立入検査結果に基づく更新年数とする。
 - ロ 現認可期間満了日までに認可不可の場合
認可の日を開始日とし、更新期間は申請直近に受けた立入検査結果に基づく更新年数から、現認可期間満了日の60日前の日の翌日から申請日までの期間を差し引いた期間とする。
- (3) 現認可期間満了日後に更新申請がなされた場合
認可の日から2年間（新規扱い）とする。

4 事業区域面積1.5倍以上の拡大変更を伴う岩石等採取計画の認可期間について

平成29年6月1日以降に申請された岩石等採取計画については、採石法施行事務取扱要領別紙2「採取計画認可期間審査基準」のほか、次のとおりとします。

なお、(2)及び(4)においては、前項3を準用することとします。

- (1) 新規の認可期間中に拡大変更を行う場合
認可の日から2年間（新規扱い）とする。
- (2) 新規の認可期間満了に併せて面積拡大を行う場合
現認可期間満了日の翌日から申請直近に受けた立入検査結果に基づく更新年数とする。
- (3) 更新の認可期間途中で面積拡大を行う場合
認可の日から申請直近に受けた立入検査結果に基づく更新年数とする。
- (4) 更新の認可期間満了に併せて面積拡大を行う場合
現認可期間満了日の翌日から申請直近に受けた立入検査結果に基づく更新年数とする。

担当：産業立地推進課 指導調整班 大澤

TEL：022-211-2731

FAX：022-211-2739

E-mail：osawa-hi995@pref.miyagi.jp